



有限会社ケーテック 職業紹介事業部

有料職業紹介事業許可番号/22-ユ-300930

払戻金制度について

払戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 6 ヶ月未満に本人の都合による退社又は本人の責めに基ずく解雇により雇用計画を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- ・ 入社後 1 か月未満で退職した場合 70%に相当する額
- ・ 入社後 1 か月以上 3 ヶ月未満で退職した場合 50%に相当する額
- ・ 入社後 3 か月以上 6 ヶ月未満で退職した場合 20%に相当する額

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、紹介先の都合により短期退職する事となった場合には、この返戻金制度は適用しません。